

広島県告示第五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市津之郷町大字津之郷及び同市津之郷町大字加屋地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	
加屋（三七四五）	急傾斜地の崩壊	加屋（三七四五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二七九〇）、加屋（二〇八八〇）	急傾斜地の崩壊	加屋（二七九〇）、加屋（二〇八八〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二七八九）	急傾斜地の崩壊	加屋（二七八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二〇七一一）	急傾斜地の崩壊	加屋（二〇七一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二〇七一一）	急傾斜地の崩壊	加屋（二〇七一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	加屋（二〇九〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

加屋川（九 三隣d）	土石流	次の図のとおり	加屋川（九 三隣d）	土石流	次の図のとおり
加屋川（九 三隣c）	土石流	次の図のとおり	加屋川（九 三隣c）	土石流	次の図のとおり
加屋川（九 三隣b）	土石流	次の図のとおり			
加屋川（九 三隣a）	土石流	次の図のとおり			
加屋川（九 三隣f）	土石流	次の図のとおり			
加屋川（九 三隣e）	土石流	次の図のとおり			
加屋川（九 三隣d）	土石流	次の図のとおり			
加屋川（九 三隣c）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。